

令和5年第4回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和5年6月5日（令和5年5月29日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和5年6月5日（月） 午前9時30分
 散会 午前9時37分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
5番	瀧田 均	6番	平野 一成

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和5年第4回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月5日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第42号 邑南町税条例の一部改正について

日程第6 議案第43号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第44号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第45号 財産の取得について
(小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車(2台)購入)

日程第9 議案第46号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号について

日程第10 議案第47号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第1号について

日程第11 議案第48号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第1号について

日程第12 議案第49号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計
補正予算第1号について

令和5年第4回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

【令和5年6月5日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。ただ今から、令和5年第4回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。5番瀧田議員。6番平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮り<sup>はか</sup>をいたします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月16日の12日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月5日から6月16日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第3）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。諸般の報告を行います。執行部より、報告第5号令和4年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報告第6号令和4年度

邑南町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報告第7号令和4年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報告第8号令和4年度邑南町水道事業会計繰越計算書の報告、報告第9号令和4年度邑南町電気通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告、監査委員より、報告第10号例月現金出納検査結果報告、執行部より、報告第11号おおなんきらりエネルギー株式会社の経営状況の報告について、議長等の動静報告はお手元に配布しておりますとおりでございます。受理をした陳情は、陳情文書表のとおり、受理番号1 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書は総務教民常任委員会に、受理番号2 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書は産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。



(日程第 4)

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。行政報告。町長の行政報告につきましてはお手元に配布のとおりでございます。

※（令和5年6月5日 配布された町長の行政報告）

令和5年第4回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

はじめに叙勲の受章について申し上げます。4月29日付けの令和5年春の叙勲において、羽須美地域上田の三上徹さんの地方自治功勞に対し、旭日双光章の受章が発令されました。これまでの功績をたたえとともに、心からお慶び申し上げます。

次に、現在進めております諸施策等について申し上げます。新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更されました。政府は5月7日をもって対策本部を廃止、島根県も新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部を廃止されました。本町においては、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、町対策本部を設置しておりましたが、5月1日に第96回対策本部会議を開催し、国・県の対策本部廃止に伴い町対策本部の廃止を決定いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありませんので、今後の感染状況や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、町新型インフルエンザ等対策会議を設置し、必要に応じて開催していくことといたしました。また、これまで特措法や政府の基本的対処方針、県の対応方針に基づいて町民及び事業者の皆様に対し、その都度、新型コロナウイルス感染症に対する対応について

を発出し、協力要請をしてきましたが町対策本部の廃止に伴い終了いたしました。今後は国や県からの情報に基づき、皆様に情報提供していくことにしております。感染症法に基づく、感染者への外出自粛要請や濃厚接触者としての特定はなくなり、今後の感染対策は個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。5月8日以降の主な変更点については、簡単にまとめたリーフレットを作成し、広報おおなん5月号にあわせて全戸配布いたしました。町民及び事業者の皆様には、適切に御判断いただきたいと考えております。町といたしましても、今後の感染状況の変化等に対して迅速かつ的確な対応に努めてまいります。引き続き、皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、感染対策には様々な変更がありました。ワクチン接種については、今年度も公費負担による無料接種を継続することとなりました。65歳以上の方、医療・施設従事者、基礎疾患をお持ちの方などは春と秋の年2回の接種を行うほか、それ以外の方も年1回、秋に接種を行うことになりました。今後は、これまでの集団接種を改め、町内医療機関にご協力をいただき、医療機関における個別接種に切り替えて実施してまいります。以上、新型コロナウイルス感染症対策に関する主要な取り組みについてご報告をさせていただきました。続いてその他の主要な取り組みについてご報告をさせていただきます。

はじめに、防災・減災に関する取り組みについて申し上げます。今年度は平成25年の8.24豪雨災害発生から10年目にあたります。この機会に自分や家族、自主防災組織の皆さんとともに災害に備えた行動について、改めて取り組んでまいります。邑南町民防災の日前後において、講演会等を開催したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。出羽川（淀田橋、下口羽水位観測所）における浸水想定区域及び水位観測所の氾濫危険水位等の指定についてでございますが、3月10日に島根県から告示され、4月1日から施行されています。また、今年度中に島根県管理河川において、河川の氾濫により住宅などが水につかる、浸水が想定される区域として「浸水想定区域」が指定される予定となっております。また、気象庁では、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の発生を伝える顕著な大雨に関する気象情報の基準を改定し、最大30分早く発表する運用を5月25日から始めました。いずれの情報につきましても、非常に重要なものと認識しており、適切な避難情報の発令や町民の皆様の避難行動計画の作成のため、有効に活用していきたいと考えております。

次に、地域医療の確保について申し上げます。令和4年4月に地域医療の確保を目的として制度創設しました、民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金につきましては、昨年度において歯科診療所の新規開設1件に対し補助金を交付しており、先般4月より診療も開始されたところです。今後もこの制度は継続しておりますので、

これらを活用し、医療提供体制の確保や地域医療の充実に向けて努めてまいります。

次に、道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。令和4年度より着手している工事は、国道261号改築工事、舗装整備工事、敷地造成工事でございます。工事に関しては、関係する皆様のご協力により工事の進捗を図り早期完成に向け進めております。また、令和5年度より建築工事、地中熱活用施設工事に着手予定でございます。これらについては、令和4年度に完成した実施設計成果を基に積算業務を実施しており、早期の入札公告に向け準備を進めているところでございます。また、今年度は道の駅瑞穂の名称募集を実施する予定としており、現在募集要項の策定について準備を進めているところでございます。多くの皆様からのご意見を頂戴し、名称を選定できるよう進めてまいります。

次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。令和4年4月に第1回の脱炭素先行地域に選定され、環境省の支援をいただきながら、環境と経済を両立させるまちづくりに取り組んでおります。現在、地域新電力会社おおなんきらりエネルギー株式会社により公共施設や事業所、一般家庭に対し、PPAスキームを活用した太陽光発電設備の整備を進めており、瑞穂支所及びおおなんケーブルテレビ局舎は6月から、健康センター元気館、田所公民館、出羽公民館は8月から太陽光発電設備による再生可能エネルギーの供給が開始できるものと見込んでおります。また、道の駅瑞穂再整備事業での地中熱を活用した融雪設備や、小型風力発電設備、EV自動車急速発電設備の導入に向け、工事発注の準備を進めているところでございます。そして、おおなんきらりエネルギー株式会社の小売電気事業につきましては、令和4年度に経済産業省の小売事業認可を受け、令和5年度中に小売電気事業が開始できるよう、発電設備の設置について進捗を図るとともに関係機関に対して手続きを進めているところでございます。

次に、地域コミュニティのあり方検討委員会の状況について申し上げます。令和4年度に同検討委員会を設置し、これまで6回の委員会を開催し、人口が減少しても安心して暮らせる仕組みづくりを中心に議論をされております。令和4年度中に検討結果をまとめた基本方針を策定される予定でしたが、検討事項が多岐にわたっており、まだ最終報告はされておられません。6月29日に第7回の検討委員会が開催され、その結果を踏まえ、7月頃に最終報告をされる予定となっております。検討委員会から基本方針が提出されますと、町としてその方針の実行に向け、より具体的な協議を進めてまいります。また、検討結果やこれからの目指す方向性を町民の皆様にご理解いただけるような取組も行ってまいります。その一環として、7月に住民周知のイベントを開催する予定としております。

次に、空家対策について申し上げます。空家に対する対策については、昨年度に空

家の一斉調査を実施し、令和5年3月に空家等対策計画を策定しました。策定した計画の内容については、今年の4月に自治会長会出席者向けに放送したケーブルテレビで説明を行うと共に、自治会長会議の資料にも掲載したところです。さらに、町民の皆様へ広く周知するため、町のホームページや広報おおなん5月号に掲載し、あわせて計画の概要版を全戸配布したところです。計画の中では、施策の基本方針として、次の3つを掲げております。1. 危険な状態の空家が放置されないよう、除却に向けた対策。2. 空家の発生抑制、利活用に向けた対策。3. 実施体制の構築と効果検証のための目標値の設定。今後は、これらの方針に沿って、関係課ならびに関係機関と連携し、取り組みを進めて参ります。その第一歩として、6月3日に、町住宅相談センターの主催、県司法書士会との共催で空き家相談会を開催しました。その周知として、固定資産税納入通知に案内を同封したところ、80件を超える申込・問合せがあったところです。このように想定を超える反響がありましたので、2回目の相談会を7月に開催するよう、日程等を調整中でございます。相談会では司法書士、宅地建物取引士と総務課、財務課、地域みらい課の職員が相談対応します。今回の取り組みが、空家問題とりわけ危険な空家の解消や、空き家バンク登録、移住定住の受け皿としての住宅整備につながればと期待しているところです。

次に、公共交通施策について申し上げます。石見・瑞穂地域内のデマンド交通事業として令和4年度から本格実施しています邑南町タクシー利用助成事業ですが、令和4年度末時点の登録者数は石見地域171名、瑞穂地域102名となっており前年から比べると登録者数は約100人の増となっています。また、羽須美地域におけるデマンド交通であるはすみデマンドは、スマートフォンを利用した配車システムの実証実験を継続して実施するため、JR西日本と邑南町で締結している地方版Ma a S構築に向けた連携協定を1年間延長しております。今後も町内各地域でのデマンド交通の利便性向上のため利用者、運行事業者の意見を頂きながら、随時事業内容の見直しを実施いたします。次に、町営バスの路線再編についてですが、地域内循環交通実証運行として、バス路線邑南川本線の再編に向け、道の駅瑞穂から出羽、高原を経由して石見方面へ運行する便を昨年9月から運行しています。引き続き運行を実施しながら今年度中に路線の決定を出来るよう目指してまいります。

次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。本年度の入学生は95人定員に対し、92人でした。内、町内中学校からの入学者は49人で、中学校卒業生76人の内、約64%が矢上高校に進学されました。令和5年度は、県施設の明溪寮と町施設の邑学館、第二邑学館をあわせて、94人の寄宿舎生徒が生活をはじめております。寄宿舎の運営については、指定管理者・矢上高校・邑南町の、3者による協議の場を継続的に設けて、運営に対する評価や課題対応に連携して取り組めるよう、引き

続き努めております。また、昨年度から進めている 邑学館新館別棟の建設については、現在、建物建築工事を進めており、5月末時点での進捗率は20%で、今年度秋頃の開設を目指して進めております。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。当初予算では、国保税の税率は前年度の税率により編成しておりましたが、この度、国保税の本算定に向けて、令和5年度の課税所得額に基づき税収見込みの算出を行いました。本年度の保険税率については、物価上昇に伴う経済的影響を考慮して、基金の取り崩しにより対応できる範囲内で、本算定に合わせ保険税率を全体的に引き下げる方針を固め、本定例会に条例改正を上程しております。なお、医療費については、平成21年度以降ではこれまでもっとも低かった令和2年度の医療費をさらに下回る結果となりました。引き続き医療費の動向には注視してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと寄附について申し上げます。令和4年度のふるさと寄附額は1億8860万3000円となりました。前年度と比較すると約1030万円、約6%増加しています。返礼品のカテゴリー別寄附金額の割合を見ますと、日用品・雑貨・木製品が43%を占めています。邑南町産材を使用したヒノキのベッドが人気となっています。続いて、米・パン・麺類と肉類が各16%、果物・野菜類が11%の順となっています。

次に、農林業の振興について申し上げます。はじめに、神紅の産地化についてです。今年度から、おーなんアグサポ隊の3年間の研修を終えた5名の方が、リースハウスで自営就農を開始されました。5名のハウスは合計で13棟136.4アールです。現在、令和6年度の本格出荷に向けて、国や県の経営開始資金を活用しながら、栽培管理等の準備を進められているところです。神紅の生育状況については概ね順調に育っていますが、一部において着果が見られず改めて木づくりに専念するハウスもあるようです。引き続き県やJAとも連携し、技術支援等に努めてまいります。また、今年度、おーなんアグサポ隊は5名の方が新規採用され、総数は12名となっています。この内10名の方がぶどうコースを選択されています。今年度から1年目に島根県立農林大学校で、農業経営者として必要な専門知識やブドウの栽培技術を学ぶこととしています。リースハウス整備については、令和2年度から令和4年度で283.4アールのハウスを整備しています。本年度においても、現在のところ77アールのハウス整備を予定しています。神紅苗木の成長に合わせ3年の研修期間終了後には就農できるよう、計画的なハウス整備と苗木の定植を進めてまいります。引き続きご理解を賜りますようお願いいたします。また、6月2日にはJAや生産者等を構成員とする邑南町果樹産地づくり協議会が開催されました。令和5年度の事業計画等の協議が行われ、神紅のニーズ調査や販売戦略の策定、加工品開発等の産地構想実行推進活

動が、今年度の事業計画として承認されました。

次に、楽天農業株式会社の田ノ原集落参入についてです。令和4年12月に島根県やJA、島根県西部の市町村との連携協定を締結し、邑南町の田ノ原集落に参入している楽天農業株式会社は、耕作予定面積14ヘクタールの内、今年度有機JAS認証を受けることのできる圃場1.6ヘクタールでサツマイモを作付けされる予定です。5月に定植準備をされ、6月に苗を定植されます。サツマイモ収穫後はブロッコリーを作付けされる予定です。その他の土地についても耕うんや草刈り等、有機栽培開始までの管理作業をされる予定です。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和3年度から実施している緊急鳥獣被害防止対策集落支援事業についてです。今年度より新たに、集落や団体等での電気柵やメッシュ柵の購入も補助対象としています。補助上限はありますが、補助率は3分の2です。地域ぐるみの鳥獣被害対策を積極的に支援していきたいと考えています。

次に、森林環境譲与税を活用した事業についてです。引き続き、森林整備、人材育成・担い手確保に加え、集落周辺の里山林整備への支援、薪ストーブや薪ボイラーの導入支援、集落等による町産材を活用した施設修繕に対する支援等、森林環境譲与税の効果的な活用に努めていくこととしています。

次に、香木の森総合案内施設について申し上げます。今年度、一般社団法人地域商社ビレッジプライド邑南が継続して指定管理を受け営業している総合案内施設香夢里は、この3月に耕すシェフ研修制度を卒業したシェフを中心に、メニュー等を一新し営業されています。メニューの一つ野菜プレートランチは邑南町の四季折々の野菜や山菜をふんだんに使用したメニューとなっています。多くの方に、邑南町の魅力の一つである食を、当施設でも楽しんでいただきたいと考えています。

観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業について申し上げます。町内の宿泊・観光事業者14者で組織する邑南町観光リ・ハック協議会が事業採択を目指し、地域計画・個別事業計画を提出していましたが、審査の結果、採択見送りとなりました。この計画は、国の補助金を活用し、町内のゲストハウスや観光施設等が連携して学びとコミュニケーションを核とした観光振興を進めようというもので、観光庁の伴走支援を受けながら作成されました。今回は採択見送りということになりましたが、同協議会では改めて近々予定される次回の審査に向け、計画の見直し作業を進められています。

邑南町観光戦略推進委員会について申し上げます。令和2年に作成した邑南町観光戦略の推進のための委員会を、令和5年5月29日に開催しました。関係機関が連携して邑南町観光戦略を推進し、町全体で地域の暮らしそのものやそこに暮らす人々とその営みも観光資源と捉え、持続型・生産型の新しい観光を確立することを目的とし

ています。今後、情報収集と受入体制づくりを担う関係案内所の設置や、個別具体的なツアー開発や受入調整を行う観光事業者や住民組織への支援に関すること等を協議して行きます。また、本委員会において、この度邑南町観光リ・ハック協議会が採択に向けて作業を進めている、観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業について情報提供しました。邑南町観光戦略の取り組みと連携して進める必要があります、町としての支援も検討すべきとの共通認識を得たところです。

次に、地域おこし協力隊の耕すシェフについて申し上げます。令和5年度の耕すシェフは合計6名です。その内、今年度新規に採用された研修生は2名で、飲食店や生産現場等で経験を積むとともに、座学等も交え、食と農に関する幅広い知識を学び卒業後の起業等を目指します。2名の研修受け入れ先は、一般社団法人地域商社ビレッジプライド邑南と合同会社おおなんそば街道です。

次に、地域活性化起業人について申し上げます。株式会社ぐるなびとの連携も、令和5年度が3年目の最終年度にあたります。4月9日には邑南町でヘリコプターを使ったデモンストレーションツアーが行われました。話題性もあり、邑南町をPRする企画として効果的と感じているところです。今回は広島市から3名の方が参加され、アンケート等をとおして課題点や次回へ繋がる付加価値の再確認をすることができました。

次に、邑南町と立命館大学食マネジメント学部との連携協力に関する協定について申し上げます。令和3年に協定を締結し、コロナ禍においてもこの協定に基づく取り組みを進めてきているところです。令和4年度において、9月には、立命館大学の食マネジメント学部の学生2名が邑南町を訪れ、邑南町内の食材の生産現場を視察しメニューの提案等をされています。11月には矢上高校の普通科2年生が研修旅行で同学部を訪れ、総合的な探求の時間で取り組んでいる活動を大学で発表しました。生徒にとっては、教授や学生から講評やアドバイスを頂き、取り組みを深める良い機会となったようです。また、2月には地域おこし協力隊インターンに同学部の学生1名が参加されています。令和5年度においても、このような交流活動を継続するとともに、食育や地産地消の面で助言等を頂くこととしています。

山村活性化支援交付金事業による、キクイモの調査研究と商品化について申し上げます。令和3年度より、邑南町キクイモ健康づくり研究会を組織し、進めている事業も令和5年度で最終年度になります。令和4年度は、キクイモ茶やキクイモ節、キクイモ粉等の販売をスタートし、町内だけでなく近隣の直売所やコンビニ等でも販売されています。今年度においては、事業終了後の活動持続化のため、矢上高校との連携や関係事業者間のネットワーク強化に努めます。また、展示会への出展等、関連商品の販路拡大に取り組むこととしています。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

石見中学校の建設状況について申し上げます。1階部分の型枠工事がはじまり、校舎、体育館の形がはっきりしてきました。このまま順調に工事が進めば予定どおり本年度末には完成となります。近隣の皆様にはご迷惑をお掛けしますがご理解をいただきますようお願いいたします。また、建設状況について邑南町のホームページで公開しております。

このたび、邑南町子ども安全センターが令和5年度島根県防犯功労者及び防犯功労団体表彰を受けることとなりました。これは、青色パトロール隊の活動など、邑南町子ども安全センターの長年に渡る地域での防犯活動が認められたことによります。今後も子ども達の見守り活動をはじめ、邑南町子ども安全センターの活動を充実させて参ります。

令和4年度における各会計の決算見込みについて報告します。各会計とも、この5月末日をもって令和4年度の出納閉鎖を行ったところです。決算状況については、すべての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございます。現段階では監査を受けておりませんので、把握しています数値を決算見込み額として報告します。まず、一般会計については、歳入総額137億4476万円、歳出総額133億8422万円、歳入歳出差引額は3億6054万円の黒字となる見込みですが、この内には繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源5459万3000円が含まれております。特別会計につきましても、すべて黒字となる見込みでございます。内訳でございますが、国民健康保険事業特別会計が1279万円、国民健康保険直営診療所事業特別会計が765万円、後期高齢者医療事業特別会計が344万円、下水道事業特別会計が2262万円（繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源1657万3000円を含む。）、電気通信事業特別会計が1468万円（繰越明許費及び事故繰越に係る翌年度へ繰り越すべき財源224万1000円を含む。）となっております。また、水道事業につきましては、収益的収入4億3911万円、収益的支出4億443万円、資本的収入3億4428万円、資本的支出5億2095万円となっております。

次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案3件、補正予算案4件、その他案1件合せて8件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

- ( 日程第 5 議案第 4 2 号 )
- ( 日程第 6 議案第 4 3 号 )
- ( 日程第 7 議案第 4 4 号 )
- ( 日程第 8 議案第 4 5 号 )
- ( 日程第 9 議案第 4 6 号 )
- ( 日程第 1 0 議案第 4 7 号 )
- ( 日程第 1 1 議案第 4 8 号 )
- ( 日程第 1 2 議案第 4 9 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。議案第42号邑南町税条例の一部改正についてから、日程第12。議案第49号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第42号から議案第44号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第42号から議案第44号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるもの出ございます。まず議案第42号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法の改正に伴う改正でございます。次に議案第43号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは保険税率の改定による改正でございます。次に議案第44号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは新型コロナウイルス感染症に係る作業従事者に対する特殊勤務手当の廃止に関する改正でございます。議案第45号の提案理由を御説明申し上げます。議案第45号財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車2台を購入しようとするものでございます。議案第46号から議案第49号までの提案理由を御説明申し上げます。まず議案第46号令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ8,146万4,000円を追加するものでございます。次に議案第47号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ535万3,000円を追加するものでございます。次に議案第48号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ755万6,000円を減額するものでございます。次に議案第49号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ112万3

， 000円を追加するものでございます。議案の詳細につきましてはお手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので御確認ください。

## ※（令和5年6月5日 配布された議案の詳細説明）

### 議案第42号（財務課）

邑南町税条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、令和5年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち、令和5年7月1日以降に施行されるものについて改正するものです。それでは、新旧対照表に基づいて、主要な改正点について要旨をご説明いたします。新旧対照表1ページをご覧ください。先ず、第34条の9第2項についてですが、令和6年1月1日より森林環境税法及び同法施行令により、地方税法及び同法施行令が改正され、法第314条の9の還付規定並びに同規定に係る控除不足額の充当規定である同法施行令第48条の9の3についても森林環境税の導入に対応したものに改正されたことに伴う規定整備の改正です。次に1ページ下段から3ページの第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化が図られ、給与所得者の扶養親族等申告書について前年の申告内容と異動がない場合の扶養親族等申告書の記載事項について、前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とする改正と項のズレを改正するものです。次に3ページ第38条は、森林環境税の導入に伴い、第3項として「森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する」ことを追加する改正です。第41条は、森林環境税導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額を追加する改正等で4から6ページの第44条は、同じく森林環境税の導入に伴い、個人住民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得者に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定しております。続いて6ページの第47条では、国税である森林環境税が導入されて、町が賦課徴収することに伴い、地方税の還付・充当等については、還付等の充当の特例規定が導入され、町が徴収した個人住民税及び森林環境税に係る過誤納金については、還付を受けるべき者が町長に対し町徴収関係過誤納金により、町未納徴収金等に納付納入することを委託したものとみなされるよう法律が改正され還付規定も改正されたことに伴う改正です。7から8ページの第47条の2については、森林環境税導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の改正等です。9ページの第47条の6では、年金所得について、特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、徴収されないこととなった日以後に到来する普通徴収の納期がある場合は各納期において普通徴収の方法により徴収すること等となりますが、還付があった場合の特別徴収税額の普通徴収税

額への繰入れの扱いについては、森林環境税の導入に伴い、給与所得者に係る繰入れと同様の法改正が行われており、同様の改正を行うものです。10ページ第82条第1号エでは、軽自動車税の種別割の税率について地方税法施行規則の改正にあわせて、原動機付自転車に係る「三輪以上のもの」の規格が改正されます。これにより、ミニカー区分から三輪の特定小型原付が除外され、その結果、三輪の特定小型原付は、町税条例第82条第1号アに該当することとなります。最後に11ページ附則第15条の2の2第4項及び附則第16条の2第3項についてですが、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合が現行10%から35%に引き上げる改正です。以上が新旧対照表の説明です。改正文の附則をご覧ください。ここでは、改正条例の施行期日や経過措置を定めています。第1条で、この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。としています。1号で第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項及び第2項の規定は、令和6年1月1日からの施行、2号で第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行としています。第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で軽自動車税に関する経過措置を定めています。

#### 議案第43号（町民課）

邑南町国民健康保険税条例の一部改正について説明します。この度の改正は、基礎課税額部分については、物価高騰に伴う経済的影響を考慮し、保険税率の一部を改正するものです。改正内容を新旧対照表に基づいて説明します。1/10ページ第3条、第5条、第5条の2においては、被保険者に係る基礎課税額についての規定です。第3条は所得割額について規定しています。この課税率を1.77%引き下げ、5.29%とするものです。第5条は、均等割額について規定しています。この課税額を3100円引き下げ、1万8600円とするものです。第5条の2は、平等割額について規定しています。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を2000円引き下げ、1万2000円に、特定世帯は1000円引き下げ、6000円に、特定継続世帯は1500円引き下げ、9000円とするものです。次に2/10ページ第6条、第7条の2、3/10ページ第7条の3においては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額についての規定です。第6条は所得割額について規定していま

す。この課税率を0.51%引き下げ、2.08%とするものです。第7条の2は、均等割額について規定しています。この課税額を1200円引き下げ、7300円とするものです。第7条の3は、平等割額について規定しています。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を800円引き下げ、4700円に、特定世帯は400円引き下げ、2350円に、特定継続世帯は600円引き下げ、3525円とするものです。次に第8条、第9条の2、第9条の3については、介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額についての規定です。第8条は所得割額について規定しています。この課税率を0.37%引き下げ、1.60%とするものです。第9条の2は、均等割額について規定しています。この課税額を700円引き下げ、7700円とするものです。第9条の3は、平等割額について規定しています。この課税額を500円引き下げ、3900円とするものです。次に3/10ページから8/10ページまでの第23条第1項は、均等割額と平等割額について、7割、5割、2割の軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることを規定しています。これは先ほどご説明いたしました、第5条、第5条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2、第9条の3に係る均等割額又は平等割額を引き下げることに伴い、軽減対象区分ごとの保険税の減額が引き下がるものです。5/10ページ第1号アは、均等割額について基礎課税額の7割軽減の規定で、1万3020円となります。第1号イは、平等割額について基礎課税額の7割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で8400円に、イは特定世帯で4200円に、ウは特定継続世帯で6300円となります。第1号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の7割軽減の規定で、5110円となります。第1号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の7割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で3290円に、イは特定世帯で1645円に、ウは特定継続世帯で2468円となります。第1号オは、均等割額について介護納付金課税額の7割軽減の規定で、5390円となります。6/10ページ第1号カは、平等割額について介護納付金課税額の7割軽減の規定で、2730円となります。第2号アは、均等割額について基礎課税額の5割軽減の規定で、9300円となります。第2号イは、平等割額について基礎課税額の5割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で6000円に、イは特定世帯で3000円に、ウは特定継続世帯で4500円となります。第2号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の5割軽減の規定で、3650円となります。7/10ページ第2号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の5割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2350円に、イは特定世帯で1175円に、ウは特定継続世帯で1763円となります。第2号オは、均等割額について介護納付金課税額の5割軽減の規定で、3850円となりま

す。カは、平等割額について介護納付金課税額の5割軽減の規定で、1950円となります。第3号アは、均等割額について基礎課税額の2割軽減の規定で、3720円となります。8/10ページ第3号イは、平等割額について基礎課税額の2割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2400円に、イは特定世帯で1200円に、ウは特定継続世帯で1800円となります。第3号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の2割軽減の規定で、1460円となります。第3号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の2割軽減の規定です。アは特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で940円に、イは特定世帯で470円に、ウは特定継続世帯で705円となります。第3号オは、均等割額について介護納付金課税額の2割軽減の規定で、1540円となります。第3号カは、平等割額について介護納付金課税額の2割軽減の規定で、780円となります。9/10ページ第2項です。これは未就学児に係る均等割額について軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることを規定しています。第1号は基礎課税額についての軽減額で、アは7割軽減世帯で2790円、イは5割軽減世帯で4650円、ウは2割軽減世帯で7440円、エは軽減なし世帯で9300円となります。第2号は後期高齢者支援金等課税額についての軽減額でアは7割軽減世帯で1095円、イは5割軽減世帯で1825円です。10/10ページウは2割軽減世帯で2920円、エは軽減なし世帯で3650円となります。附則として、この条例は、公布の日から施行し、適用区分として、令和5年度分の国民健康保険税から適用します。令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

#### 議案第44号（総務課）

邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明します。この度の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが第5類感染症に変更され、人事院規則9-129の一部が改正されることに伴い、新型コロナウイルス感染症にかかる作業等に従事した場合は特殊勤務手当の対象ではなくなり、新型コロナウイルス感染症にかかる作業等に従事した場合に支給する手当を廃止するため、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものです。新旧対照表2分の1ページ。第5条第1項の内、新型コロナウイルス感染症に関する記述及び第2項を削除し、現行の第3項を改正後案のとおり第2項に改正します。新旧対照表2分の2ページ。別表第3条-第14関係の内、新型コロナウイルス感染症に係る作業の手当に関する記述を削除し、改正後(案)のとおり改正します。条文に戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行するとしております。



#### 議案第45号（総務課）

財産の取得について説明します。取得物品は、小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車2台です。車両更新計画に基づき、取得から20年以上経過し更新が必要となった第3田所分団と第5高原分団の車両を普通車から軽四輪車にそれぞれ更新するものです。5月31日に指名競争入札を執行し、株式会社スエヒロ島根営業所が1420万円税抜きで落札され、消費税を加えた1562万円で同日に仮契約を締結したところです。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 議案第46号（財務課）

令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号について、ご説明いたします。この度の補正は、主なものとして、1つ目が、4月1日付けの職員数や人事異動によって、人件費の減額や組み替えを行うものです。減額の主な理由は、当初予算では、一般会計及び特別会計合わせた正規職員、再任用職員及び任期付フルタイム職員の人件費を220名分見込んでいましたが、実人員が212名となったことによるもので、一般会計のみでも減額です。2つ目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分されることに伴う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費及び事務費の追加、邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業費（臨時交付金）の追加、農業経営緊急支援事業費（臨時交付金）の追加、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費の追加です。歳入では、地方創生拠点整備交付金を追加し、まちづくり推進基金繰入金、道の駅瑞穂整備事業債を減額しています。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ8146万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億897万6000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。予算書の1ページの第2条の地方債の補正は、5ページの第2表地方債補正で定めています。変更分は、道の駅瑞穂整備事業債が1億9580万円減額の3億1520万円、観光施設整備事業債が290万円追加の2950万円とするものです。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額41億4694万7000円から1億9290万円減額して、39億5404万7000円とするものです。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページです。歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、2億9367万1000円の追加です。この主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8293万8000円の追加、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が465万5

000円の追加、地方創生拠点整備交付金が2億607万3000円の追加です。3目民生費国庫補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費補助金が28万6000円の追加です。10目教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業補助金（感染症対策継続支援事業）が495万円の追加です。15款県支出金2項県補助金6目農林水産業費県補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金が12万4000円の減額です。18款繰入金2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金が1918万3000円の減額です。これにより、財政調整基金の令和5年度末残高見込みは5億9508万1000円となります。11目まちづくり推進基金繰入金が1030万円の減額、22目まち・ひと・しごと創生基金繰入金が11万円の追加です。6ページです。20款諸収入5項雑入2目雑入は、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金が490万円の追加です。21款町債1項町債は、2目総務債は、道の駅瑞穂整備事業債が1億9580万円の減額、7目商工債は、観光施設整備事業債が290万円の追加です。8ページです。歳出です。まず、人件費について説明します。正規職員、再任用職員及び任期付フルタイム職員の一般会計及び特別会計を合わせて人件費は、3260万6000円の減額です。補正予算資料の給与費明細書では、一般会計の会計年度任用職員を含めた一般職の人件費は総額で、報酬が61万9000円の減額、給料が1026万3000円の減額、職員手当が214万7000円の減額、共済費が469万4000円の減額となっています。人件費の増減については、各費目に亘っています。各費目ごとに説明をします。1款議会費1項議会費は、職員給与費及び任期付短時間勤務職員人件費の追加などで、59万1000円の追加です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人事異動による職員給与費が5580万9000円の減額、遊具事故による治療費及び交通費が、97万9000円の追加です。4目会計管理費は、島根県農業協同組合島根おおち地区本部の農協役場事務所派出業務が8月末で終了することによる派出業務負担金7ヶ月分として105万円の減額です。6目企画費は、013自治総合センター補助事業01一般コミュニティ助成事業が、490万円の追加です。県下で20件の内、当初1件を予算化していますが、今回2件分が追加となったものです。10ページです。044企業版ふるさと納税事業費として、中間支援業者への手数料支払いのため、11万円の追加です。12ページです。2款総務費6項監査委員費は、報酬の改定による40万3000円の追加です。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、005国民健康保険事業特別会計繰出金が150万8000円の減額、036電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費が、住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象とし、1世帯当たり3万円給付する事業で、5584万4000円の追加です。14ページです。3項生活保護費1目生活保護総務費は、01生活保護総務費04生活保護システム改修事業費が57万2000円の追加です。1

6 ページです。4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、003 定住促進飲用井戸等設置事業が 2 6 0 万円の追加、005 下水道事業特別会計繰出金が 1 7 万 8 0 0 0 円の追加、006 直営診療所事業特別会計繰出金が 7 9 3 万円の減額です。1 8 ページです。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費は、001 邑南町農林総合事業費 09 邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業費（臨時交付金）が 1 0 1 4 万 9 0 0 0 円の追加、1 5 農業経営緊急支援事業費（臨時交付金）が 1 2 0 0 万円の追加です。5 目農地費は、006 下水道事業特別会計繰出金が 1 0 6 万 4 0 0 0 円の追加です。2 0 ページです。7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費は、037 いわみ温泉活用施設等改修事業費 02 薪ボイラー設置事業費が 7 6 4 万 2 0 0 0 円の追加です。2 2 ページです。8 款土木費 1 項土木管理費 3 目下水道費は、001 下水道事業特別会計繰出金が 1 1 万 9 0 0 0 円の減額です。2 4 ページです。10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費は、030 教育総務費新型コロナウイルス対策費 05 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費が 9 9 0 万円の追加です。2 8 ページです。10 款教育費 4 項社会教育費 2 目公民館費は、006 公民館改修事業費 19 矢上交流センターエアコン改修事業費が 1 9 8 万 5 0 0 0 円の追加です。

#### 議案第 4 7 号（町民課）

令和 5 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について説明します。予算書の 1 ページです。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ 5 3 5 万 3 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 2 5 3 5 万 3 0 0 0 円とするものです。詳細については、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。このたびの補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費等の減額と、令和 4 年度保険給付費等交付金返還金の追加です。はじめに 4 ページ歳入です。9 款繰入金、2 項他会計繰入金を 1 5 0 万 8 0 0 0 円減額するものです。次に 1 1 款諸収入、2 項雑入を 6 8 6 万 1 0 0 0 円追加するものです。次に 6 ページ歳出です。1 款総務費、1 項総務管理費、職員給与費を 1 5 0 万 8 0 0 0 円減額するものです。次に 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金を 6 8 6 万 1 0 0 0 円追加するものです。

#### 議案第 4 8 号（町民課）

令和 5 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について説明します。予算書の 1 ページです。第 1 条、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ 7 5 5 万 6 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ 1 億 2 6 9 4 万 4 0 0 0 円とするものです。詳細については、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。はじめに 4 ページ、歳入です。8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般

会計繰入金を793万円減額します。これは職員の人事異動に伴うものです。10款諸収入、2項受託事業収入、5目その他受託料を37万4000円追加します。これは矢上診療所医師の邑智郡介護認定審査会委員派遣受託に伴うものです。次に6ページ歳出です。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費を、阿須那診療所及び矢上診療所職員給与等合わせて755万6000円減額するものです。

#### 議案第49号（水道課）

令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について説明します。予算書の1ページです。第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ112万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4112万3千円とするものです。詳細について予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ歳入です。6款

2項 他会計繰入金を人事異動に伴い112万3千円追加します。6ページ歳出です。1款1項清掃費の職員給与費を17万8千円追加、2款1項農業費の職員給与費を106万4千円追加、3款1項下水道費の職員給与費を11万9千円減額し、合計112万3千円の追加としています。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午前 9時 37分 散会 ——